附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（次条において「施行日」という。）から施行する。

（安全統括管理者及び運航管理者の選任及び解任の届出に関する経過措置）

第二条　次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、施行日から起算して一年を経過する日（次条及び附則第四条において「特定日」という。）までは、これらの規定中「安全統括管理者資格者証番号」とあるのは「略歴又は安全統括管理者資格者証番号」と、「運航管理者資格者証番号」とあるのは「略歴又は運航管理者資格者証番号」とする。

一　この省令の施行の際現に一般旅客定期航路事業の許可を受けている者であって、当該許可に係る航路とは別の航路について許可を受けようとするもの　この省令の規定による改正後の海上運送法施行規則（以下この条から附則第四条までにおいて「新海上運送法施行規則」という。）第二条第二項第一号ハ

二　この省令の施行の際現に特定旅客定期航路事業の許可を受けている者であって、当該許可に係る航路とは別の航路について許可を受けようとするもの　新海上運送法施行規則第十九条の二の三第二項第一号ロ

三　この省令の施行の際現に旅客不定期航路事業の許可を受けている者（改正法附則第三条第二項に規定する者を含む。）であって、当該許可に係る航路とは別の航路について許可を受けようとするもの　新海上運送法施行規則第二十二条第二項第一号ハ

第三条　新海上運送法施行規則第七条の七第一項第二号（新海上運送法施行規則第十九条の三、第二十条の十二、第二十一条の六第一項、第二十一条の七第一項、第二十二条の六、第二十三条の六第一項及び第二十三条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、特定日までは、同号中「安全統括管理者資格者証番号」とあるのは、「安全統括管理者資格者証番号（安全統括管理者資格者証の交付を受けている者を選任又は解任した場合に限る。）」とする。

2　特定日前に、安全統括管理者の選任届出書（安全統括管理者資格者証番号（海上運送法第三十二条の四に規定する安全統括管理者資格者証に記載された番号をいう。以下この項において同じ。）の記載がないものに限る。）を提出している者であって、特定日において引き続き当該安全統括管理者を選任しようとするものは、特定日までに、安全統括管理者資格者証番号を記載した選任届出書を、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一　一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業（改正法附則第三条第二項に規定する者が引き続き営んでいる小型船舶旅客不定期航路事業を含む。）又は改正法附則第六条第三項に規定する者が引き続き営んでいる人の運送をする内航貨物定期航路事業　事業計画に記載された航路の拠点を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下この条並びに附則第五条及び第六条において同じ。）

二　対外旅客定期航路事業（改正法附則第六条第一項に規定する者が引き続き営んでいる当該事業を含む。）、外航貨客定期航路事業（同条第三項に規定する者が引き続き営んでいる人の運送をする外航貨物定期航路事業を含む。）又は外航一般不定期航路事業（同条第五項に規定する者が引き続き営んでいる人の運送をする外航不定期航路事業を含む。）　主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣

三　内航貨客定期航路事業　新海上運送法施行規則第二十一条第一項の内航貨客定期航路事業登録申請書に記載された航路の拠点を管轄する地方運輸局長

四　内航一般不定期航路事業（改正法附則第六条第五項に規定する者が引き続き営んでいる人の運送をする内航不定期航路事業を含む。）　主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長

3　新海上運送法施行規則第七条の十第一項第二号（新海上運送法施行規則第十九条の三、第二十条の十二、第二十一条の六第一項、第二十一条の七第一項、第二十二条の六、第二十三条の六第一項及び第二十三条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、特定日までは、同号中「運航管理者資格者証番号」とあるのは、「運航管理者資格者証番号（運航管理者資格者証の交付を受けている者を選任又は解任した場合に限る。）」とする。

4　特定日前に、運航管理者の選任届出書（運航管理者資格者証番号（海上運送法第三十二条の八に規定する運航管理者資格者証に記載された番号をいう。以下この項において同じ。）の記載がないものに限る。）を提出している者であって、特定日において引き続き当該運航管理者を選任しようとするものは、特定日までに、運航管理者資格者証番号を記載した選任届出書を第二項各号に掲げる事業の区分に応じ、同項各号に定める者に提出しなければならない。

（運航管理者を船舶に乗り組ませることができる場合に関する経過措置）

第四条　特定日までは、運航管理者を船舶に乗り組ませることができる場合に関する次の表の上欄に掲げる新海上運送法施行規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条の十一第一項			
該当する場合			
該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に一般旅客定期航路事業の許可を受けている場合	第十九条の三において準用する第七条の十一第一項	第二十条の十二において準用する第七条の十一第一項	第二十一条の五第一項
該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に特定旅客定期航路事業の許可を受けている場合	該当する場合	該当する場合	該当する場合
該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に対外旅客定期航路事業の登録を受けている場合（同法附則第六条第一項に規定する者が引き続き営んでいる場合を含む。）	該当する場合	該当する場合	第二十一条の七第一項において準用する第七条の十一第一項
該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に内航貨客定期航路事業の登録を受けている場合（同法附則第六条第三項に規定する者が引き続き営んでいる場合を含む。）	該当する場合	該当する場合	該当する場合
該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に外航貨客定期航路事業の登録を受けている場合（同法附則第六条第三項に規定する者が引き続き営んでいる場合を含む。）	該当する場合	該当する場合	該当する場合